

取引における信義誠実の原則

加 藤 亮 太 郎

前 文

1. 取引における信義則の本質
2. 契約準備段階における信義則
3. 最近の判例に見る契約準備段階における信義則の適用
4. 契約準備段階における信義則適用の判例ルール
5. 信義則による契約内容の変更又は改訂

結 び

信義誠実の原則（信義則）は私法関係の基本原則（民法第1条2項）⁽¹⁾であり、債権関係を支配する大原則であるとされている。

信義則は、取引（契約）の始めから終わりにいたるまですべての段階において適用があるとされる。それは契約締結、履行、終了などすべての局面に適用され、また契約締結前や終了後についても、信義則により支配されるとされる。今日、取引における信義則の適用は、契約交渉や準備段階も含めて取引全般に及んでいる。必ずしも契約成立に至らない場合でも、信義則が当事者の関係を支配するのを見ることができ。ここに取引における信義則について、取引の実際も考慮しながら、判例ルールを中心に検討しておきたいと思う。

信義則の適用は公法関係にも及びおよそ法律関係のすべてに適用されているが、本稿の検討は債権関係（取引関係）に限られる。

1. 取引における信義則の本質

ここでいう信義誠実とは主観的な正直さや誠実さのことではない。現実の取引における信義であり誠実であるから、取引の当事者は互いに相手方の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動することにある。それは欧米資本主義社会の発展段階において資本主義の精神として確認されてきたものである。⁽²⁾

わが国の判例も通説も信義則は「債権関係を支配する」とする。⁽³⁾特に売買のような取引においては、目的物の給付について債権者（買主）と債務者（売主）との債権関係は個別的な債権債務の関係というより、信義則によって有機的に結び合わされた共同体関係であるとする。当事者は互いに相手方に対して、取引の目的を実現するように、相協力する義務を有するといふのである。⁽⁴⁾

取引における信義則は、先ず取引の相手方への配慮、気遣い、心配りのことである。それは、信義則上の注意義務、誠実義務に基づいている。

具体的には例えば、給付を為すにあたり商法520条には取引時間の規定があるが、「此規定によって一般には履行の時刻に制限がないということを知り得るが、しかしこれまた信義の原則によって此原則を補充すべきであって、例えば深夜眠れる人を叩き起して履行の提供を為し又は履行の請求を為しても差支えない趣旨と解すべきではない」のである。⁽⁵⁾相手方の通常の営業時間内に履行すべきことは、信義則の要求するところである。

次に取引における信義則は、それぞれの状況に合わせて、それにふさわしい具体的な行動を要するのである。相手方の履行に必要な情報の通知や問い合わせなどである。債務者の履行の提供に対して債権者がそれを受領するに当たり、互いに相協力する具体的な行動を要するのである。必要な情報の報知をしなかったり、問い合わせをしなかったり、相手からの問い合わせに対して何も応答しなかったりすると、信義則に反する

取引における信義誠実の原則

ことになるのである。これら取引当事者が信義則に基づいて行動する義務は、信義則上の協力義務、通知義務、報知義務、説明義務など言うことができよう。⁽⁶⁾これらの義務に当方が違反すれば、当方の信義則違反である。当方の信義則違反に起因する相手方の遅滞、不履行については、当方に原因があるのであるから、相手方にその責任を問うことはできないのである。

大正9年12月18日の大審院判決と大正14年12月3日の大審院判決は、わが国の取引（契約）にかかわる信義則の指導判例であるので、この判例に見る信義則の本質について触れておきたい。

大正9年大審院判決⁽⁷⁾の判決事実は次の通り明解である。或る不動産の売買について買戻し特約付売買契約をした売主（買戻権者）が、買戻権に基づいて契約代金と契約費用を買主（買戻義務者）に提供して買戻権を行使したところ、契約費用の提供が2円8銭不足しているとして、買主が買戻しに応じなかった履行拒絶の事例である。

判決は、売主の提供した契約代金と費用の合計額が、極めて些少の不足あるに過ぎないときは、買主はその不足を理由として買戻しの履行を拒絶できないとした。買主は不足額の弁済を売主に請求できることは勿論であるが、このような僅少の不足があるのを「口実として買戻しの効力を生ぜずというが如きは、債権関係を支配する信義の原則に背反する」から、不足額があるにもかかわらず買戻しの効力は生じるものと判定したものである。

判決は、契約費用2円8銭の不足が生じた事情について、この不足は買主が売主に契約の費用額を告げなかったことに起因する、としている。当初売主が買戻しについて代金及び費用の金額を示してその受領を買主に求めたのに対して、買主は契約費用の額を明示することなく、買戻しを拒絶したため、提供に不足額が発生したもの、と判定している。

判決は固より正当である。信義則上の重要な点は、買主が契約費用の金額を、売主に対して明示せず、告げなかったこと、にある。本件の場合、契約費用は12円8銭であったところ、買主は売主にそれを報知せず、又売主が相当金額である10円を提供したのに対して、買主は金額を明示せずに、いきなり受領を拒んだことに、買主の信義則違反がある。売主は買主の負担した契約費用について買主からの報知がなければ知り得ないのであるから、買主が売主の買戻しに協力して、契約費用の金額を告げていれば不足は発生しなかったものである。買主はこの不足をもって売主の買戻し約款の不履行を主張できないのである。

(8)
大正14年の大審院判決の事実の概要は次の通りである。当時東京市内の肥料商を売主とし千葉県下の肥料商を買主とする肥料の売買契約において、引渡し場所を深川渡しとし5月中引渡しと同時に代金の支払をする旨約し、5月中旬以降売主が深川丸三倉庫に引渡しの準備を整えて、買主に対し通知し物品と引換えに代金支払を請求したところ、買主は応じなかった。そこで売主は買主に対して7日以内に履行せられたき旨の催告状を發し、買主がこれを受領しても尚応じないので、売主が契約を解除して目的物の価格下落による損害賠償を請求したのが本件である。

被告たる買主の言分は売買契約の成立は認めるが、契約には単に深川渡しと定めがあり、売主において深川所在の特定の場所を指定することを要するにもかかわらずこれをしないため、引渡場所が確定せず従って代金支払場所も亦定まらないから、買主には遅滞の責任はない、というものであった。

判決は、本件のように東京の肥料商と地方の肥料商が目的物の引渡場所を深川渡しと定めた場合、引渡しは売主指定の深川所在の倉庫又は付近の舩船繫留河岸においてこれを為すとの商慣習に依るところ、売主の引渡場所の指定は必ずしも明示なることを要せず、黙示の場合は勿論買主が既に引渡し場所を知り若しくは知ることを得べかりしときは、特に之

取引における信義誠実の原則

を通知しなくても右慣習を具備している，とした。本件においては，仮に買主は売主が深川丸三倉庫において引渡しの準備を完了していることを知らないとしても，「買主において誠実に取引するの意思あらば，相手方に対する一片の問合せに依り直ちに之を知ることを得べかりしものにして，斯かる場合には信義の原則に依り買主は右問合せを為すことを要し，之れを怠りたるにおいては遅滞の責を免るるを得ざるもの⁽⁹⁾とす」と判定した。

この判決も正当である。この判決の信義則上の重要な点は，買主が売主に引渡場所を問合せすれば容易に知ることができたにもかかわらず，問合せをしなかった点にある。即ち，本件の場合，売主が深川丸三倉庫において引渡しの準備を完了して買主に提供の通知をし亦履行の催告をしたのに対して，買主は売主に一片の問合わせをすれば容易に引渡場所を知り得たのにそれをせず，いきなり受領を拒んだものである。買主の行動は信義側に反するから，この引渡場所の不明をもって売主の履行遅滞を主張することはできず，かえって自己の受領について遅滞の責があるのである。

以上は債権関係（取引関係）における信義則の本質についての概観である。取引（契約）における信義則の本質は⁽¹⁰⁾衡平又は公平にある。それは禁反語の原則でもある。

このような取引（契約）における信義則は，提供をはじめとする債務の履行，履行遅滞，受領遅滞，事情変更と履行困難など，取引関係の全ての場面に適用される。取引（契約）における信義則はまた，取引関係の終了後においても，又契約締結前の交渉や準備段階においても適用される。

また，取引（契約）における信義則は契約解釈の基準になること，を指摘しておきたい。信義則は債権関係を支配する大原則であるから，蓋し⁽¹¹⁾当然なことであると言える。

2. 契約準備段階における信義則

契約締結上の過失はドイツで論じられている問題であるが、わが国では契約の原始的不能の問題として論じられている。⁽¹²⁾

契約上の信義則は契約締結前及び準備段階にも適用される。⁽¹³⁾ 契約交渉或いは準備段階において、当事者が相手方に取引の必要な情報の開示や説明をしなかったり、情報の開示や説明に誤りがあったような場合であって、これがため契約成立後、相手方が損害を蒙ったような場合、契約交渉或いは準備段階における当事者の信義則をもって律するというものである。これらの問題を契約交渉或いは契約準備段階における当事者の協力義務、報知義務、説明義務などの信義則違反として、当事者の責任を決することができるのである。

このような場合において当初の通説は、信義則の適用については契約関係の存在を前提にしていた。契約上の信義則は契約が有効に成立している場合に、適用するものとされていた。⁽¹⁴⁾

しかし、その後の通説は契約が有効に存在していたことを必要としないのである。即ち、契約が成立するに至らなかった場合は、一般の不法行為上の責任に止めるべきところであるが、いやしくも契約締結を動機（目的）として契約（交渉）関係に入った以上は、契約上の信義則がその時期に遡って支配するに至ると見るべきであるとする。そして契約上の信義則違反を一種の債務不履行とする。⁽¹⁵⁾ この点についてはこのほか様々な説があり見解が分かれている。⁽¹⁶⁾

契約交渉或いは準備段階における信義則違反については、事実関係にもよるが（後述のいくつかの事例参照）、実際の取引においては、不法行為でも債務不履行でも、いずれによっても説明がつく状況があり得る。

契約締結上又は準備段階における一方の当事者の信義則違反に起因して発生する相手方の損害については、信義則に違反した当事者の責任の法的性質の問題のほか、相手方に対する損害賠償の範囲の問題がある。

取引における信義誠実の原則

契約交渉或いは準備段階における信義則違反により相手方の被った損害の損害賠償については、成約に至らなかった場合は、原則として相手方の消極的損害（契約交渉や準備に要した費用等）にとどまり、履行利益の賠償はありえないが、契約が首尾よく成立している場合の損害賠償については、相手方の積極的損害（履行利益の損害）の賠償もありえる、⁽¹⁷⁾というのが判例の考え方である。

3. 最近の判例にみる契約準備段階における信義則の適用

契約締結上又は準備段階における当事者の責任を信義則により判定している最近の注目すべき判例をいくつか見て行き、判例の考え方を検討しておきたい。

- (1) 東京地裁昭和53年5月29日判決⁽¹⁸⁾（世界博覧会用映画製作事件）

この事件の事実の概要は次のとおりである。日本政府はアメリカ合衆国ワシントン州における世界博覧会への参加を決定し、日本館の出展準備を被告Y（日本貿易振興会）に委嘱したところ、Y展示部は訴外A（開発センター社）を総合プロデューサーとしてその準備にあたらせ、AはYの承諾を得た上で、原告X（株式会社岩波映画制作所）をセクションプロデューサーとして展示映画の準備を担当させた。

X A間の打合せ会議にY被用者が出席したり、XがX作成の映画製作見積書とロケーション予定表をY被用者に提出したところ受理されたことから、Xは受注できるものと思い自己の判断で既に着手していた映画の撮影を継続し、Y被用者が出席したA主催の打合せ会議において撮影の事実を告げたが、Y被用者はXの撮影については何も発言しなかった。その後Yは日本館構成案を作成しその中にX作成に係わる映画シナリオ案を採用したので、Xは更に撮影を続行した。ところが、映画製作についてYはXと契約せず他三社と契約を締結したので、XはYに損害賠償

を求めて本件訴訟に及んだものである。

判決は、X Y間の当時の関係は契約締結の準備段階に相当し、Xがすでに一部の撮影に着手実行していることをYが知った以上、信義則に照らし、YはXの誤解を誘発するような行為を避けるとともに、X Yの関係ははまだ白紙状態にあることを警告するべき注意義務があるとし、Yは右義務を懈怠したとみるべきであり、Yには、いわゆる契約締結上の過失があるから、Xがこれにより被った損害を賠償するべき義務があるとした。判決は一定期間におけるXが出捐した費用に限り損害として認定している。

- (2) 最高裁昭和59年9月18日第3小法廷判決⁽¹⁹⁾（歯科医マンション購入事件）

歯科医である被告Yが、マンション業者の原告Xから四階建て分譲マンションの一階の部分を購入せんとして、Xと交渉を開始し、Yはなお検討するので時間が欲しいとして、Xに10万円支払った。その間YはXにスペースについて注文をつけたり、またレイアウト図を交付するなどした。その後、Yは歯科医院を営むので電気代を大量に消費するがマンションの電気容量はどうなっているのかXに問い合わせたところ、XはYの意向を確かめないまま工事を行い、電気容量の変更契約をしてきたことを、Yに告げた。またXはこれに伴う出費分をマンションの代金に上乘せするとYに伝えたが、Yは何も述べなかった。Yはその後マンション購入資金借り入れ用の必要書類として、Xに見積書の作成を依頼したが、結局のところ、Yは毎月の支払い額が多額になることなどを理由に、マンション購入を断った、というものである。

原判決は、取引を開始し契約準備段階に入ったのは、一般市民間における関係とは異なり信義則の支配する緊密な関係に立つのであるから、信義則上の注意義務に違反して相手方に損害を及ぼしたときは、「契約

取引における信義誠実の原則

締結に至らない場合でも、当該契約の実現を目的とする右準備行為当事者間に既に生じている契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として、相手方が該契約が有効に成立するものと信じたことによって蒙った損害（いわゆる信頼利益）の損害賠償を認めるのが相当である」として⁽²⁰⁾している。

最高裁の判決は、原判決の判定したYの契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償は是認できるとし、双方の過失割合を5割とする原判決の判定を容認したが、最高裁としての独自の判断はしていない。

本件におけるYは成約する意思のない悪意の交渉者のように読めないでもないが、交渉の当初の段階でXに10万円支払っているので、この支払いを一種の手付とみるかどうかは別として、少くとも悪意の交渉者ではなかったとみることができよう。XについてもYの意向を確めないで電気容量を変更する工事を実行している点は、信義則に反するものであるし、又Xから変更工事の出費分をマンション代金に上乗せすることを告げられても、Yは何も言わないで黙っていた点は不誠実である。本件はこの点について双方の過失を認めて判定しているものである。

(3) 東京高裁昭和62年3月17日判決⁽²¹⁾（インドネシア木材事業事件）

マレーシア国籍の政治家であり実業家である原告Xは、インドネシアにおいてインドネシア政府からいくつかの林区について木材採取権を付与されていたインドネシア法人の株式の過半数を所有するブルネイ法人3社（インド、JK及びカリマンタン）のほぼ全株式を所有していたところ、日本の総合商社である被告Yを紹介され、Yとのインドネシアにおける木材の共同開発事業を計画した。Yはその木材部担当者を介してXと代理人と昭和48年8月ころから香港、シンガポール、東京にて、数回の交渉を重ねた結果、昭和49年1月東京でXY間において、「ブルネ

イ法人の50パーセントの株式を、Yが米ドル400万ドルで買い受けること、代金の支払期日は同年4月末日とすること、合弁事業の基本契約を同年2月末日までに締結すること、とする基本的な了解」に達した。

このXY間の基本的な了解を確認する書簡がXY間で交わされ、株式売買契約書案、株主間契約書案の案文と議事録などが作成され、合弁事業を推進するために原告のシンガポール事務所の一室を用いることが合意された。

ところが、XY間の基本的了解は実行されず交渉も進展しなかった。Xは株式買取り及び共同開発の実行を再三にわたり要求したが、Yは実行せずついては株式買取ではなく資金の貸付の形式にして欲しいとの要請がなされ原告がこれをうけたので、この旨の書簡が作成された。

YはXとの交渉の対象になっているインドネシア法人ガネカと木材購入契約を結び、約1年間同社から木材を購入したが、Xがマレーシア官憲に逮捕されて拘禁される事態が発生したこともあり、銀行との融資借入れの交渉は中断された。結局のところYによるXへの貸付けは実行されなかった。

その間Yはガネカの林区についての開発及び工業化に関する合同委員会を設置し、合同調査会が調査を行い、調査報告書が作成されたが、合同委員会は開催されないままに終わった。

昭和51年3月に至りYは、経済情勢が変わったので本件融資保証の案件は実行できなくなった、ついては米ドル20万ドルで和解したい旨申し入れたが、Xは拒否して本件訴訟となった。

Xの請求は、1) 主位的に、ブルネイ法人株式買入れの契約（本件契約）と木材事業合弁契約（本件協定）の債務不履行による損害賠償米ドル1000万の支払、2) 予備的に、原告の契約締結の期待権を侵害した不法行為による損害賠償21億5000万円の支払、であった。

判決は1) 主位的請求については、本件契約と本件協定は未だ正式に

取引における信義誠実の原則

成立にいたっていないから棄却、2) 予備的請求については、ほぼ原告の請求を容認して、次のように判定した。

「当事者間において契約締結の準備が進捗し、相手方において契約の成立が確実なものと期待するに至った場合には、その一方の当事者としては相手方の右期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべき信義則上の義務があるものというべきであって、一方の当事者が右義務に違反して相手方との契約の締結を不可能ならしめた場合には、特段の事情がない限り、相手方に対する違法行為として相手方の被った損害につきその賠償の責を負うべきものと解するのが相当である（最高裁判所昭和58年4月19日判決・最高裁判所裁判集民事138号611頁参照⁽²²⁾）」。

本件については、昭和49年1月東京での交渉の結果X Y間で基本契約と基本協定について基本的了解に達した時点から、互いに誠実に契約の成立に向かって努めるべき信義則上の義務を負うに至った、としている。損害賠償については、原告が本件契約、本件協定に関して負担した交通費、宿泊費、代理人報酬、調査費用、事務所経費、弁護士費用などの消極的損害を認定した。

本件は国際取引であるが、本件契約、本件協定いずれについても、当事者が準拠法を指定していないので、行為地が日本であったとして、日本法を適用して判定している。

(4) 東京地裁平成8年12月26日判決⁽²³⁾（日光リゾートマンション事件）

本件の原告Xは不動産の売買等を目的とする会社であり、被告Yは土地の造成分譲及び建売等を目的とする会社であるが、X Y間において、X所有土地（本件土地）に169戸の分譲リゾートマンションを建築し、YがXからこれを買取り分譲することを目的として、平成2年11月基本

協定（本件基本協定）を締結した。本件基本協定には、Xはマンション建築の先行行為として本件土地を更地にすること、マンションの開発許可及び建築確認を取得することとし、取得後XとYが相協力してマンションの売買に関して、国土法23条に基づく届出を行うことが約定されていた。亦この国土法の手続完了後XとYは本件土地とマンション建物の売買契約（本契約）を締結することとし、売買予定価格と代金支払方法も、本件基本協定に規定されていた。

ところが、Xは本件基本協定で約定した本件土地の更地化、開発許可と建築確認の取得など先行行為の履行を完了して、国土法の届出申請をするためYに協力を求めたが、YはXに協力せず本件事業から撤退したため、Yに信義則上の義務違反ありとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償を求めて本件訴訟に及んだ。

Yの言分は、YがXに協力せず撤退したのは、Yの責めに帰さない事由によるものである、という。即ちXの先行義務の履行が大幅に遅れたため、その間にリゾートマンションの市況も悪化し、銀行借入も困難になり、ついにYが本件事業から撤退することを余儀なくされた、としている。判決は次のように判定した。

「本件基本協定の成立により原告と被告との間には本契約の締結に向けた緊密な関係が生じ、その後、開発許可及び建築確認の段階にまで進んでいる以上、特段の事情のない限り、本契約が成立するとの合理的な期待を抱かせるに至ったものというべきである。

したがって、この合理的な期待を裏切り、特に正当視する理由もないのに、契約に向けた行為にでることを一方的に拒否することは、契約準備段階にある当事者として信義則上の義務違反に当たるから、その者は、相手方に対して不法行為による損害賠償責任を負うものといわなければならない（最高裁昭和59年9月18日判決・裁判集民事142号311頁，同平成2年7月5日判決・裁判集民事160号187頁参照）⁽²⁴⁾」

取引における信義誠実の原則

被告の責めに帰さない事由による履行不能又は履行困難の抗弁については、経済情勢や市況の悪化は業者としてYは総合的に検討した筈であり、金融機関の総量規制も公知の事実であるから、本契約の締結を拒む正当な理由とは言えない、として退けている。

(5) 東京地裁平成18年2月13日民事第7部判決⁽²⁵⁾(住友信託銀行対UFJ事件)

1) この事件の事実の概要と経緯は次のとおりである。

平成16年5月21日 UFJホールディング、UFJ銀行、UFJ信託銀行(以下UFJ3社という)は、UFJ信託銀行の住友信託銀行(原告X)への売却を含む事業再編と両グループの業務提携(本件協働事業)に関して、原告Xとの間で基本合意が成立し、原告Xと基本合意書(以下本件基本合意又は基本合意書)を締結した。

基本合意書8条1項には、各事者は「誠実に協議の上、2004年7月末までを目途に協働事業化の詳細条件を規定する基本契約書を締結し、その後実務上可能な限り速やかに、協働事業化に関する最終契約書を締結する。」と、定めている。

基本合意書12条は、その見出しを「誠実協議」とし、その前段において「各当事者は、本基本合意書に定めのない事項若しくは本基本合意書の条項について疑義が生じた場合、誠実にこれを協議するものとする。」と定め、その後段において、「各当事者は、直接又は間接を問わず、第三者に対し又は第三者との間で本基本合意書の目的と抵触しうる取引等にかかる情報提供・協議を行わないものとする」と定めている。

平成16年7月13日 UFJ3社は三菱東京銀行(以下三菱東京)に経営統合を申し入れて、原告Xに本件協働事業化の白紙撤回を口

頭で伝え、書面で基本合意書の解約を申し入れた。その後 UFJ 3 社は本件協働事業の交渉を原告 X と行わなかった。

7月13日 UFJ 3 社と三菱東京が統合交渉開始で合意、原告 X は UFJ 3 社と三菱東京との統合交渉の差止を求める仮処分を東京地裁に申立てた。

7月27日東京地裁はUFJ 3 社に交渉禁止の仮処分命令、8月11日東京高裁が仮処分命令を取消し、原告 X が最高裁に抗告、8月30日最高裁は抗告を棄却した。

8月30日 UFJ 3 社は三菱東京と経営統合で基本合意した。

10月28日東京地裁に、原告 X は、UFJ 3 社の三菱東京との統合交渉差止を求めて、UFJ 3 社を提訴した。12月13日第 1 回口頭弁論が実施された。

以下 UFJ 3 社を被告 Y と呼ぶ。

平成17年2月18日三菱東京と被告 Y が統合契約書を締結した。

3月7日原告 X は訴えを変更して、被告 Y への1000億円の損害賠償請求を追加した。

10月1日三菱東京が被告 Y を吸収合併して三菱 UFJ ファイナンシャルとなり、三菱 UFJ ファイナンシャルが被告 Y の訴訟上の地位を承継した。

11月7日東京地裁で弁論終結した。原告 X は統合差止め請求を取り下げた。

平成18年2月13日東京地裁は原告 X の請求を棄却、原告 X は東京高裁に控訴

10月東京高裁が25億円で和解勧告

11月和解成立 三菱 UFJ ファイナンシャルが原告に25億円支払った。⁽²⁶⁾

- 2) 平成17年3月7日 東京地裁における被告 Y に対する原告 X の損害賠償1000億円請求の要旨は次のとおりである。

取引における信義誠実の原則

被告Yが本件協働事業に関する本件基本合意に基づく最終契約を締結する義務に違反したこと、独占交渉義務および誠実協議義務に違反したこと、或いは一方的に本件基本合意を破棄したことにより、原告Xは損害を被ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、損害金2331億円（UFJ信託の評価額）の一部1000億円と遅延損害金の支払いを、求めたものである。

- 3) 平成18年2月13日東京地裁の判決の要点は次のとおりである。

平成16年7月13日（被告Yが原告Xに本件協働事業の白紙撤回と本件基本合意の破棄を通告した日）時点において、本件協働事業について最終契約を締結するための必要事項すべてについて両者間で協議がととのっていたとはいえず、被告Yが本件基本合意に基づいて本件協働事業について最終契約を締結する義務を負っていたとはいえない、として次のように判定した。

「本件協働事業化に関する最終契約が成立していない以上、UFJ3社が独占交渉義務及び誠実協議義務を履行していたとしても、同契約の成立が確実であったとはいえず、また、同契約の内容も具体的に確定していなかった本件においては、本件協働事業化に関する最終契約が成立した場合の得べかりし利益（履行利益）は、独占交渉義務違反及び誠実協議義務違反と相当因果関係があるとは認められないから、原告は、被告らに対し、最終契約の成立を前提とする履行利益相当額の損害賠償をもとめることができないものというべきである。⁽²⁷⁾」

また不法行為による損害賠償請求についても、同様の理由で請求できないとしている。

- 4) しかし、東京地裁は、被告Yは本件基本合意に基づく独占交渉義務及び誠実協議義務の義務違反による債務不履行責任があるとして、

次のように判定している。

「そして、被告らは、独占交渉義務及び誠実協議義務の債務不履行と相当因果関係のある損害について賠償する義務があるというべきところ、原告は、本件において、上記債務不履行と相当因果関係のない履行利益相当額の損害ないしこれを基準に算出した損害額についてのみ主張し、それ以外の損害について、何らの主張立証もしていないから、被告らに独占交渉義務及び誠実協議義務の債務不履行⁽²⁸⁾に基づく損害賠償責任を認めることはできない。」

ということは、原告Xが、もし被告Yの独占交渉義務及び誠実協議義務違反による債務不履行を請求原因とし、損害賠償として履行利益（得べかりし利益）ではなく信頼利益（消極的損害）を請求していれば、相当額が認定されていた、ということができるのである。東京高裁の和解勧告もこのあたりに理由があるのであり、被告Yの承継人三菱UFJファイナンシャルによる25億円の和解金の支払いも、UFJ3社の独占交渉義務及び誠実協議義務違反による債務不履行責任を、反映しているものと言えよう。

- 5) 被告Yが本件基本合意に基づく独占交渉義務及び誠実協議義務に違反したという事実については、東京地裁は次のように認定している。

「平成16年7月13日及び14日、UFJホールディングの玉腰社長が原告の高橋社長と面談し、本件協働事業化の白紙撤回を申し入れているが、UFJ3社は、本件基本合意後、その面談に至る直前まで、原告に対して一貫して本件協働事業化の意向を表明し、その実現に向けた準備作業や交渉をおこなっていたのであり、その交渉過程においても、〈略〉など、UFJ3社に本件協働事業化の実現に影響を及ぼすような事情が発生したことを明らかにしたり、その打開策等に

取引における信義誠実の原則

ついて協議、交渉したことは一度もないのであるから、UFJ3社からの申入れは、いわば一方的かつ突然の白紙撤回の通告であったというべきである。さらに、UFJ3社は、上記面談においても、一方的に本件協働事業化の白紙撤回を申入れるだけであって、本件協働事業化を実現できなくなったと判断するに至った原因ないし理由を具体的な根拠等を示して説明したりせず、その解決の可能性や方策等についても、協議、交渉を行っていないのであり、協議、交渉することを妨げるような合理的理由があったとも認められない。

……中略……被告らが主張するような財務状況の悪化等の事情があったにせよ、平成16年7月13日当時、UFJ3社と原告が協議、交渉を重ねても、UFJグループの経営危機を回避しつつ、本件協働事業化を実現する方法が全くなかったとまでは断定できない。⁽²⁹⁾

このように東京地裁は、交渉相手方である原告Xに対して独占交渉義務及び誠実協議義務を負っている被告Yが、原告Xと誠実に協議せず、原告Xに事情の説明もせず、原告Xと善後策の検討もせず、一方的に白紙撤回を表明した事実を明らかにした上で、「UFJ3社が独占交渉義務及び誠実協議義務に違反したことは明らかであり、UFJ3社にはこれらの義務違反による債務不履行責任があるというべきである」と判定している。⁽³⁰⁾

- (6) 最高裁平成19年2月27日第3小法廷判決損害賠償請求事件⁽³¹⁾（ゲーム機開発製造事件）

本件は国際事件であるが、この事件の概要と判決は次の通りである。

- 1) ゲーム機等を販売する米国（何州か不明）の会社であるA（以下「A」という）は、平成8年ころから、米国等のカジノで普及している「パイゴウ（牌九）」と呼ばれるゲーム機に使用する牌を自動

的に整列させる装置（以下「本件装置」という）及びその専用牌（以下、本件装置と併せて「本件商品」という）を開発、製造、供給できる日本における業者を探していたところ、Bを介してY（被上告人、被告）が本件商品を開発する業者を手配し、Aに対して本件商品を供給することをYに委託した。これを受け、YはX（上告人、原告）に本件商品の開発を打診した。

本件事実関係によれば、B、Y、Xともに日本の業者であると見られる。Aとの関係については準拠法の問題があるが、本件はXとYとの間の日本国内の取引についての係争として扱われているので準拠法は問題となっていない。

- 2) 平成9年6月から平成10年8月にいたるまで、Aの代表者C（Aにより米国から派遣された米国人と見られる）とYの担当者D、B、X間において、本件商品のXによる開発、製造、及びBとYを介してのAへの供給販売について、契約締結に向かって取引条件の交渉が日本で行われた。その間Xは、C、D、或いは、Aの派遣したEを通して、本件装置の連続稼働の耐久性、処理速度、安定性、など仕様や性能について指示乃至要請を受けつつ、本件装置を開発し、試作機として、1号機、2号機、3号機を製作し、量産機の開発を完成させた。又Xは専用牌製造用の金型も作成した。平成9年12月には、Xは本件装置に関する5つの発明について特許出願を行うとともに、特許権の帰属に関して、Cとの交渉を続けた。
- 3) 又その間、Xは本件商品の見積書（「本件見積書」という）をYに、YはXに「牌九開発費支払い確認書」（「本件支払確認書」という）を交付した。さらにXはYに対して、Xが開発費を負担すること、専用牌の金型代金は、牌の販売利益によって償却すること、本件装置の受注が1000台以上であれば本件装置の代金は一台20万円とすることなどを内容とする見積書をYに提出した。

平成9年12月頃からXとYは、本件装置の売買契約について条件交

取引における信義誠実の原則

渉を行い、YはXから正式な注文書を発行するように要求を受けて、平成9年12月YはXに本件装置200台を発注することを提案し、本件装置を正式に発注することを口頭で約した。さらに、平成10年1月21日YはXに「発注書」と題する書面（以下「本件発注書」）を作成し交付した。同書には、XとYの合意内容として、Xにおいて本件装置1000台以上及びその専用牌を継続して販売することを目標とし、専用牌の金型代金は、牌の販売利益で償却すること、本件装置100台を1台26万円、専用牌7万組を1組1500円で発注すること、正式な売買契約書は後日作成すること等の記載があった。しかし本件商品についての具体的納期は定めていなかった。

CもY担当者Dとの交渉において本件発注書記載の取引条件を了承し、YとAとの間においても、同日付けで同内容の覚書が交わされた。

- 4) 平成10年3月、Xは本件装置の試作3号機2台をラスベガスの展示会に出展して好評を得た。その後、Xは、Cから要請された作動音の低減化と軽量化の改良を終え、Dの承認を得て、本件装置は量産機として基本的に完成した。そして、Xは、本件装置の部品のうち納期の長いモーターをはじめとする本件装置100台分の部品等を外部発注して、量産に備えた。

その後Yは、Cからの具体的発注がないことを理由にXに納入スケジュール等を示さなかったため、Xは憤慨しYにしかるべき返答を求めたところ、6月16日YはXに「全自動牌九の取引について」と題する書面（以下「本件条件提示書」という）を送付し、平成10年7月から平成11年4月までの10ヶ月間本件装置を毎月30台発注すること、その単価を30万円とすることなどを内容とする提案をした。Xはこの提案を本件商品の増加発注及び納入スケジュールの提示であると考え、6月17日単価40万円としたい旨の回答をするなど、以降、XY間で交渉が続いた。

- 5) 平成10年6月末までにXは本件装置の量産機の開発を終えた。Cは7月1日量産機の動作確認を行い、作動音の低減化や軽量化について承認した。

Xは7月までに本件装置の量産機30台及び専用牌3600組（「7月分商品」という）を製造し、Yに引渡し、Yの指示に従いB宛に納品書及び請求書を発行した。

Xは8月さらに量産機30台を製造した。同様に引渡しが行われたものと見られる。

- 6) 平成10年7月X、Y、A、Bの4社間で、「牌九の条件合意書」と題する書面を作成し、本件装置の単価、専用牌の単価、代金支払い時期などを最終的に合意した。4社はさらに具体的な条項を検討して、同年8月17日までに、4社契約の案文を作成した。

同案文は、本件商品の開発、製造、供給、販売について、4社それぞれの取引の位置として、XからBを経由してYに、YからAに本件商品を販売するべきこと、4社契約締結の月から10ヶ月間、毎月30台の取引を行うこと、本件商品の仕様、販売価格等が記載されていた。

そして、8月17日4社が4社契約締結のため集まり、会合を持った席上、Cが突然製造済み60台も含めて、本件装置の重大な仕様変更を要求したため、4社契約の締結には至らず、その後の交渉においてもまとまらず、結局のところ、4社契約は4社間で交渉が決裂して締結されなかった。

- 7) 9月に入り、XがYに納入済みの7月分商品にいついて、代金支払いをYに求めたところ、Yと取引関係にあるGがXに7月分商品代金の一部を支払った。

Xは本件発注書に記載された本件装置100台及びその専用牌の売買契約及び10ヶ月間、本件装置を毎月30台ずつ発注する旨の基本契約（以下「本件基本契約」という）が成立していた（Xがそのように

取引における信義誠実の原則

思っていた)ことを前提に、開発費や納入済みの本件商品の代金等として4619万円余の支払いを求めるとともに、不払いの場合には、Yの債務不履行を理由として、本件装置100台のうち未製造の40台及びその専用牌についての売買契約及び本件基本契約を解除する旨通知し、その後、XとYとの間の4社契約を前提とする交渉は最終的に決裂した。

本件事件の事実の概要は以上のとおりであるが、原審は、本件基本契約の成立を否定して、原告の主位的請求(XとYとの間で商品の継続的な製造、販売に係わる契約が成立したにもかかわらず、Yが不履行のため、Xにおいて上記契約を解除したところ、これによって商品の開発費、製作費等相当1億5937万3000円の損害を蒙ったというもの)を棄却した。

原告の予備的請求(Yには、上記契約の準備段階における信義則上の注意義務違反があり、これによって、上記同額の損害を蒙ったというもの)については、YはCが本件商品の買受を承諾しないのに、Xとの間で本件商品の売買契約を成立させるわけにいかない立場にあったのであるから、YがXとの間で、本件基本契約を締結するに至らなかったとしても、信義則に違反するとまでは認められない、などとして、予備的請求も棄却している。

これに対して上告審である本審は、主位的請求は上告棄却とし、予備的請求は原判決を破棄して、契約準備段階における信義則上の注意義務違反を認定した上で、注意義務違反によってXに生じた損害及びその額等について、更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻している。

予備的請求について最高裁が原審の判決を破棄して、差し戻した理由は、上記事実からYのXに対する信義則上の注意義務違反を認定したためである。即ちXはYとの間で本件商品の開発、製造に係る契約が締結されずに開発等を継続することに難色を示していたところ、YはAから

本件商品の具体的な発注を受けていないにもかかわらず、YはXに対して本件装置200台を発注することを提案し、本件装置100台を発注する本件注文書を交付したり、本件装置を10ヶ月間、毎月30台を発注する旨の提案をした本件条件提示書を送付するなどを行った。このため、Xは本件装置100台及び専用牌の製造を要する部品を発注し、専用牌を製造するための金型2台を完成させるなどを行った。Yの上記行為によって、「XがYとの間で、本件基本契約又はこれと同様の本件商品の継続的な製造、販売に係わる契約が締結されることについて、強い期待をいただいたことには相当な理由があるというべきであり、Xは、Yの上記各行為を信頼して、相応の費用を投じて上記のような開発、製造をしたというべきである⁽³²⁾」とし「Yとしては、それによって、Xが本件商品の開発、製造にまで至ることを十分認識しながら上記各行為に及んだというべきである。したがって、Yには、Xに対する関係で、契約準備段階における信義則上の注意義務違反があり、Yは、これにより上告人に生じた損害を賠償すべき責任を負うというべきである⁽³³⁾」と認定している。

4. 契約準備段階における信義則適用の判例ルール

前項で契約締結上及び準備段階において信義則を適用した判例のいくつかを見てきたが、以下にこれらの判例から言えることをまとめておきたい。

- 1) 事例（1）（2）（3）（4）（5）いずれの場合も、最終契約の締結に至る前の契約交渉又は準備段階において、一方の当事者が自己の都合により交渉を一方向的に打ち切り、それまでの交渉で到達していた基本合意或いは了解を破棄している、ものである。事例（6）は、ゲーム機の開発供給基本契約（4社契約）について、関係当事者間で長期にわたって交渉が行われ契約書案文まで作成されて、契約準備段階の最終局面を迎えていたが、発案者である米国会社が、重大

取引における信義誠実の原則

な仕様変更を要求したため、契約締結には至らず、交渉は決裂したものである。

事例（１）世界博覧会用映画製作事件と事例（６）ゲーム機開発製造事件では、当事者の責任は単に信義則上の注意義務違反であるとしている。それが債務不履行責任なのか、不法行為責任なのか法性を明らかにしないまま、当事者の責任を認定しているが、事例（１）と事例（６）はどちらかといえば債務不履行責任と言えよう。

事例（２）の歯科医マンション購入事件は、最高裁が原審の「契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任」との判定をそのまま是認できるとしているので、債務不履行（契約不履行）責任を認定したものとと言える。

事例（３）インドネシア木材事業事件では、当事者である原告の主張は被告の不法行為であると主張しているが、それに対して東京高裁は被告の「違法行為」と判定しているから、被告の不法行為という原告の主張を認めているものと言えよう。

事例（４）日光リゾートマンション事件では、東京地裁は当事者の責任を不法行為責任と判定している。

事例（５）住友信託銀行 対 UFJ 事件においては、UFJ 3 社の責任を債務不履行責任と判定している。

- 2) 事例（５）の住友信託銀行対 UFJ 事件は、事例（１）（２）（３）（４）と事情が異なる点がある。基本合意書という文書が作成されている点は、事例（３）及び（４）の場合と異なるところはないが、事例（５）では独占交渉義務を基本合意書12条後段で規定していたことがある。

この独占交渉義務に違反したとして、原告住友信託銀行がUFJ信託銀行らの三菱東京との統合交渉を差止める仮処分申請及び本訴を提起しているのであるが、東京地裁は、この独占交渉義務は「本件協

働事業化に関する最終契約の成立に向けての協議、交渉を行うに当たり、両者が本件基本合意の目的と抵触し得る取引等に係る情報の提供や協議を第三者との間で行わないこと及び両者が誠実に協議を行うことを相互に約したものであって、上記協議、交渉と密接不可分のものであり、協議、交渉を円滑かつ効率的に行い、最終的に成立させるための、いわば手段として定められたものであるといえる」⁽³⁴⁾としている。

本件の場合、独占交渉義務も誠実協議義務も、本件基本合意書に明文で規定されていたのであるが、独占交渉義務は当事者間の特約であり、信義則に基づく義務ではない。しかしこの特約は信義則によって補強されているのである。

独占交渉義務は特約であるから、少なくとも基本合意書において規定するなど書面化が必要であると思われるが、誠実協議義務は特に書面に規定されなくても、交渉当事者に適用される基本原則である信義則上の義務である。

- 3) 事例（6）ゲーム機開発製造事件の予備的請求に対する最高裁の判定については、Yの信義則上の注意義務違反という最高裁の認定は結論として妥当と思われる。しかし、損害賠償とその額については、原審に差し戻して、その判定に委ねている。

本件事件の事実からみて、少なくとも100台については、XとYとの間で売買契約が成立していた、とみるべきであり、そのうち60台は実際に製造され納入されている。又その代金もYの指定した者により一部Xに支払われている。従い本件商品100台については逸失利益（利潤）も含めた履行利益を損害賠償として認定するのが相当であると思われる。本件装置の開発コストや専用牌の金型コスト及びモーターなどの部品なども本件商品100台の代金に含まれているものと思われるから、支払済代金を差し引いた残額が損害賠償の

取引における信義誠実の原則

額となろう。⁽³⁵⁾

本件注文書記載の取引条件はC（Aの代表者）の承認しているところであり、又YとAとの間でこの売買について覚書が作成されている事実から、Yが100台をXに発注するに当たっては、Aがこの取引を関知していなかったとは言えない。又たとえAからの注文ないし授權が存在していなかったとしても、YはXに対して本件商品の発注について売主としての責任があるものと考えられる。YのA或はCに対する求償は、Yの責任においてなされるべきものと考えられる。⁽³⁶⁾

本件条件提示書については、その内容は当初より関係当事者間で交渉を進めてきた本件装置と牌の開発、製造、供給の内容なのであり、4社契約と本件基本契約について、XがYを信頼して契約が成立しているとXをして思わしめるに至っていたものである。当初より、XとYとの間で、本件見積書、本件支払い確認書、などのやり取りがあり、当初から本件装置の開発、製造、販売が計画されて、4社契約の交渉へと進んでいたものである。XはYに対する信頼から本件条件提示書を本件注文書による注文の追加注文又は本件基本契約に基づく注文であると信じたのであるが、YはXをしてそのように信じさせるに至ったことに、Yの信義則上の注意義務違反があると言える。この場合、Xに対するYの信義則上の注意義務違反による損害賠償の範囲は、信頼利益（消極的損害）に限られる。そこには本件商品100台分の商品代金をもってなお回収できていない本件商品の開発、製造に要した費用などがもしあれば、それらも含まれることになろう。

以上のとおり、最近の注目すべき判例に見る契約締結上及び準備段階における信義則違反の当事者の責任を見てきたが、その法的性質は債務不履行責任か不法行為責任のいずれか、又は、債務不履行とも不法行

為とも法性を明らかにしないまま単に信義則上の注意義務違反、というのが判例ルールである。

実際に行われている取引は、当事者が自由に交渉し、自由に契約を締結したり、自由に締結しなかったりするものであって、通常は相手方に交渉決裂や不締結の責任を問えるものではない。

しかし、当事者間の契約交渉も回を重ねて深まり、手紙やメールのやりとりもあり、議事録やレターオブインテントなど準備段階における合意文書も蓄積されてきて、ある段階において、基本的な合意に達したような場合は、当事者間で一定の信頼関係が生じており、意図された最終契約へと進む期待感を互いに共有している状況に至っている。

そのような場合、一方的に契約交渉を打ち切り、基本的な合意を破棄する当事者の行為は取引上の信義則違反であるが、その法性は当事者間で積み重ねてきた取引関係からみて、不法行為というよりも債務不履行とみるべきである。また債務不履行のほうが取引の実態にそくしているとも言えるのである。

総じて、交渉当事者が成約する意思のない（悪意である）場合や故意に成約を妨げるような場合を除いて、取引における信義則違反の責任は、不法行為責任ではなく債務不履行責任とみるべきであると考えられる。

5. 信義則による契約内容の変更又は改訂

次に、裁判官が信義則により契約内容の変更や改訂を行うことができるのかどうかの点について検討しておきたい。

(1) 信義則は契約の履行に適用されることは勿論であるが、契約締結後の事情変更による履行困難（履行不能ではない）の状況についても信義則が適用されて、契約条項を解消（失効）させたり、契約条件の改訂又は変更が行われることがある⁽³⁷⁾。契約は履行しなければならないのが原則（Pacta sunt servanda）であるから、わが国における事情変更の原則

取引における信義誠実の原則

の発動は、立法による場合をのぞいて、慎重になされなければならないとされている⁽³⁸⁾。

事情変更の原則の発動の要件は、通説によれば、(i) 当事者が予見せず、また予見し得ない著しい事情の変更を生じたこと、(ii) その変更が当事者の責めに帰すべからざる事由によって生じたものであること、(iii) 契約の文言通りの拘束力を認めると信義の原則に反した結果となることなど、⁽³⁹⁾があげられている。

(2) 最高裁平成9年7月1日第3小法廷判決(ゴルフクラブ会員権等存在確認請求事件)⁽⁴⁰⁾は事情変更の原則の存在を認めてそれを適用するための要件を示したが、事情変更の原則を適用しなかった事例である。

原告である本件ゴルフクラブの会員が当初のゴルフ場経営者と会員権の契約をしたのであるが、当該ゴルフ場の経営は当初の経営者から第一の譲受人へ譲渡され、更にその譲受人から現在の経営者に地位が譲渡されている。本件事件の争点は、原告の会員権契約のうち優先的使用権が、ゴルフ場の斜面の崩壊という事情の変更により消滅したかどうか、にあったところ、最高裁は事情変更の原則を適用するための要件について、「契約締結後の事情の変更が、当事者にとって予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることが必要であり、かつ、右の予見可能性や帰責事由の存否は、契約上の地位の譲渡があった場合においても、契約締結当時の契約当事者についてこれを判断すべきである⁽⁴¹⁾。」としている。

そして、本件については、自然の地形を変更(谷筋を造成)したゴルフ場を経営する契約締結当時の経営者にとって、特段の事情のない限り、ゴルフ場の斜面に崩壊が生じ得ることについて、予見不可能であったとは言えず、また、これについて帰責事由がなかったと言うこともできないとして、ゴルフ場斜面の崩壊について被告の責任を認めて、原告の請

求を認容している。

本件について最高裁は、契約締結当時の文言通りの条件では、現在のゴルフ場経営者にとって酷であり信義則に反することになるかどうかの点に踏み込むまでもなく、斜面崩壊についての予見可能性と帰責事由をもって判定しているものである。

原告の当初から払い込んでいる預託金は約50万円であり、現在の経営者が原告に新たに支払いを要求した金額は1000万円であるが（原告は支払いを拒否している）、当初の経営者からゴルフ場の譲渡を受けた者が130億円の巨費を投じて大規模改修工事をなし且つ新しいクラブハウスを建築している事実から、預託金50万円のままで、改修後のゴルフ場の優先的利用権が認められるとすれば、信義則に反することになるとして、妥当な金額に増額することが許されるかどうかの点については判定されていないものである。最高裁は原審の「事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが、信義則上著しく不当と認められる」との判定を破棄して、上記のとおり自判したものである。

（3）事情変更の原則が適用されて、契約条件の変更又は改訂或いは契約条項の失効（無効）を認めた下級審の判例がいくつか出ているので、ここに見ておきたい。

1) 名古屋地裁昭和58年3月14日判決（建物収去土地明渡請求事件⁽⁴²⁾）

建物建築を目的とした土地貸借契約において、固定資産税額等の増減に対応して地代の額を自動的に改訂する旨の合意がなされていたところ、その後11年間の税額の上昇は毎年2割以上に及び「計算上の賃料表」によれば自動改訂条項による地代の値上げは、初年度の10倍に達することになった。

土地借主の、事情変更の原則適用による自動改訂条項の失効と賃料減額請求に従った賃料の支払いの主張を容れて、名古屋地裁は、

取引における信義誠実の原則

近隣の賃料額や鑑定による適正継続賃料額と著しくかけ離れたものとなったことが認められるとして、自動改訂条項に「これ以上当事者を拘束させるのは公平の観点に照らし妥当ではない」とし、借地法に基づいて賃料減額請求権が行使されたのを契機に、「右自動改訂条項は失効したものと解するのが相当である。」と判定している⁽⁴³⁾。

裁判所がその裁量により契約条項を失効させた判例である。

- 2) 神戸地裁伊丹支部昭和63年12月26日判決（土地所有権移転登記手続請求事件⁽⁴⁴⁾）

土地の売買予約成立の約20年後に買主が予約完結権を行使した場合について、その間に土地の価格が約23倍も高騰したことから、事情変更の原則を適用して、予約成立時の売買代金額を適正な額に増額することを認めた。

判決によれば、「いわゆる事情変更の原則は、主として債権関係を発生させる法律行為がなされた際に、その法律行為の環境であった事情が法律行為の後、その効果完了の前に、当事者の責に帰すべからざる事由によって予見し得ないように変更し、その結果当初の意義における法律効果を発生又は存続させることが信義衡平の原則上不当と認められる場合に、その法律効果を信義衡平に基づいて変更させる⁽⁴⁵⁾」として、裁判所がその裁量により契約金額の改訂を行い、売買代金の適正とする金額を決定した判例である。

- 3) 東京地裁平成10年2月26日判決（土地賃料改訂請求事件⁽⁴⁶⁾）

建物所有を目的とする土地の賃貸借契約において、固定資産評価額の増額割合に応じて3年ごとに賃料を増額する旨の特約があったところ、固定資産評価額が前基準年度よりも、692.738%も上昇した場合、事情変更の原則を適用して、賃料増額の特約を無効として、減額した相当額を認定したものである。

判決によれば、右上昇により従来の地代以上のいくらにするかについて、明確な根拠を見出せないとして、本件約定の全体を無効とし、鑑定結果に基づき、平成5年度（前回基準年）の地代を基準に相当額を認定して、減額請求を認容したものである⁽⁴⁷⁾。

本件も裁判所がその裁量により自ら契約条件（賃料）を決定して、契約条件の改訂を行った判例である。

これら三つの判例はいずれも給付義務を伴う長期契約の履行にかかわる事情変更の原則の問題であるが、契約締結後時間が経過する間に、契約環境に著しい事情の変更があり、契約締結当初の契約条件のまま当事者を拘束するとすれば酷であり、信義則に反することになるという、事例である。その場合どの程度の事情の変更があれば、信義則に基づいて契約条件の改訂または変更が許されるのか、が問題である。

これら三つの事例はいずれも契約締結後に契約環境に著しい事情変更があった事例であるが、当初の契約条件による給付に対してそれぞれ7倍、10倍、23倍にまで至っていたという場合である。これらの判例は、当初の契約条件のままでは、当初の給付条件に比べて、何倍にもなるという、著しく不均衡、不公正になるような場合である。このように著しく不均衡であり不公正となる場合に、信義則による契約条件の改訂が許されるのである⁽⁴⁸⁾。

結 び

以上のとおり取引における信義則について、契約交渉や契約締結前の準備段階から、契約締結後の契約履行上の問題として、事情変更の原則による契約内容の改訂にいたるまで、判例を中心に検討してきた。そこにおいては、当事者間の問題の解決にあたって信義則が適用されて判定の基準又は基礎とされているのを見ることができるのである。日本法上、信義則の取引（契約）への適用範囲は広く又その効果が大きいことに留

取引における信義誠実の原則

意するべきである。

(2007・4・20記)

注

- (1) 信義則の通説などについて下記を参照。

鳩山秀夫著「債権法における信義則の研究」(有斐閣 昭和34年) 251頁以下

我妻栄著「新訂民法総則(民法講義Ⅰ)」(岩波書店 昭和43年) 34-35頁

我妻栄著「新訂債権総論(民法講義Ⅳ)」(岩波書店 昭和39年) 6-7頁, 14-17頁, 211頁, 215頁, 223頁, 233頁, 237-238頁

我妻栄著「債権各論上巻(民法講義Ⅴ₁)」(岩波書店 昭和29年) 33頁以下

林信雄著「判例に現はれたる信義誠実の原則」(巖松堂書店 昭和15年)

林信雄著「法律における信義誠実の原則」(評論社 昭和27年)

谷口知平等編「新版注釈民法(1)総則(1)通則・人[改訂版]」(有斐閣コンメンタール 平成14年) 73頁以下

- (2) マックス・ウエーバー著大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(岩波文庫1989年改訳)による。ピューリタンの職業倫理を説いたベンジャミン・フランクリンは「自伝」中に“Honesty is the best policy”(正直は最良の方策)と「若い商人への助言」を述べており、ウエーバーが引用している。

わが国については、近江商人の商道に相当するものを見ることができる。例えば滋賀県五箇荘の近江商人外村(とのむら)家家訓に「正直は人の道である」とある。また、近江商人の商道である「三方よし」という考え方を評価するとすれば、そこには信義則が支配しているのを知ることができるのである。

- (3) 大正9年12月18日大審院判決民録26輯1950頁, 前掲注(1)鳩山260頁, 前掲注(1)我妻「民法講義Ⅰ」34頁, 前掲注(1)林「判例に現はれたる信義誠実の原則」3頁
- (4) 前掲注(1)我妻「民法講義Ⅴ₁」34頁に「契約の当事者は、単に個々独立の債権債務を負担するだけではなく、そこに——財貨や労働力の移動・配分を担当する、社会的に意義のある——1個の共同体を構成するものとして、その関係自体信義則によって規律すべきものとされることを指摘しなければならない」とある。
- (5) 前掲注(1)鳩山272頁
- (6) 協力義務, 通知義務, 報知義務, 説明義務などは、取引上(契約上)

の信義則に基づいた注意義務によっている。同旨は前掲注(1)鳩山314頁を参照。

注意義務の注意の基準は、同種の取引における通常の取引当事者としての注意である。この点相手方への配慮、気遣いについての注意義務も同様である。

いずれの場合も取引(契約)における信義則違反の当事者の責任は、必要な注意を欠いたことによる責任、即ち過失責任である。

それは取引関係、契約関係のパートナーである相手方に対する注意義務、忠実義務違反による責任である。取引共同体のパートナーとしての当事者は互いに相手方に対して注意義務、忠実義務を負うと理解することができる。取引関係終了後の競業避止義務なども信義則に基づく注意義務、忠実義務から説明がつく。

- (7) 前掲注(3)を参照。
- (8) 大正14年12月3日大審院判決民集4巻685頁、前掲注(1)我妻「民法講義Ⅳ」233頁、前掲注(1)林「判例に現はれたる信義誠実の原則」49頁以下
- (9) 大審院民集4巻691頁
- (10) 衡平、公平が信義則の根源にある。ローマ法以来の *bona fides* である。わが国の判例も衡平、公平を信義則の基礎においている。例えば、大審院大正13年7月15日判決(損害賠償請求事件)は「信義公平観念」により、契約解除と催告の相当期間を判定している(大審院民集3巻362頁)。名古屋地裁昭和58年3月14日判決(建物収去土地明渡請求事件)は「公平の観点から」自動改訂条項の無効を判定している(判時1084号112頁)。また神戸地裁伊丹支部昭和63年12月26日判決(土地所有権移転登記手続請求事件)は契約条件を「信義衡平の原則に基づいて変更」させて増額を認めている(判時1319号142頁)。
- (11) 昭和32年7月5日最高裁第2小法廷判決民集11巻7号1193頁
- (12) 前掲注(1)鳩山301頁以下、我妻「民法講義Ⅴ」38-41頁、北川善太郎「契約締結上の過失」『契約法大系Ⅰ 契約法総論』(有斐閣 昭和37年)221頁以下
- (13) 鳩山314頁、我妻「民法講義Ⅴ」41-42頁
- (14) 鳩山315頁に信義則適用の要件は次の通りとされている。
 - (1) 契約が有効に成立したこと。
 - (2) 契約成立前一方の当事者が契約成立後相手方の蒙った損害に付いて原因を与えたこと。
 - (3) その原因を与えたことに過失があったこと
 - (4) 信義側に反すること

取引における信義誠実の原則

- (15) 我妻「民法講義V1」41頁
- (16) 谷口知平・五十嵐清編集「新版注釈民法(13)債権(4)契約総則」(有斐閣コンメンタール 平成8年)84頁以下, 北川善太郎『契約責任の研究——構造論——』(有斐閣 昭和37年)300頁以下, 本田純一『契約規範の成立と範囲』(一粒社 1999年)1頁以下等。

信義則のわが国の契約法と民法学への係わりについては, 平井宣雄「契約法学の再構築」ジュリスト1158号~1160号(1999)を参照。

- (17) 契約交渉や準備段階における信義則違反による責任の損害賠償の範囲は, 契約が成立していなければ信頼利益の賠償にとどまり, 履行利益の賠償を認めないのが判例の考え方である。本稿で参照した判例はいずれもそのような考え方をとっている。平19・2・27最三は, 損害賠償の範囲については判定しておらず, 原審に差し戻している。しかし学説は契約が成立していなくても, 成約に近い場合は(どの程度近いか事実にもよるが), 履行利益の賠償を認めるべき場合もあるとする。本田純一「契約締結上の過失理論について」『現代契約法大系第1巻』(有斐閣1983年)211頁を参照。

尚契約交渉や準備段階における信義則違反の法性を瑕疵担保責任とするのは相当ではないと思う。信義則違反は過失責任(前掲注(6)参照)であり, 瑕疵担保責任は結果責任(無過失責任)だからである。

- (18) 判時925号81頁
- (19) 判時1137号51頁, 最高裁昭和59年9月18日判決・裁判集民事142号311頁
- (20) 同上裁判集民事142号316頁, 上告代理人伊藤茂昭の上告理由中の原判決の判旨
- (21) 判時1232号110頁
原審 東京地裁昭和60年7月30日判決 判時1170号95頁
- (22) 判時1232号117頁
- (23) 判時1617号99頁
- (24) 判時1617号103頁
- (25) 金・商 No. 1237号7頁, 金・商 No. 1238号13頁
- (26) 平成18年(2006年)11月22日日経朝刊4面
- (27) 金・商 No. 1237号27頁
- (28) 同上注(27)
- (29) 金・商 No. 1237号24頁
- (30) 金・商 No. 1237号25頁
- (31) 最高裁ホームページ最高裁判所判例集 事件番号平成17(受)869

本件の判例批評として, 野澤正充「契約準備段階における信義則上の注意義務違反と損害賠償請求の可否」——最三判平成19.2.27」NBL No. 855

- 14頁以下。
- (32) 同上注(31)判例集10頁
 - (33) 同上注(31)判例集10頁
 - (34) 金・商No.1237号23頁
 - (35) Yの本件注文書とこれに基づくXの製造、Yへの納入という事実から、本件商品100台の売買契約が成立していたとすることができる。納期について定めがなかったことは、売買契約成立の障害とはならない。本件条件提示書については、Yによる本件商品1台30万円の提案(申込)に対して、Xは1台40万円と返答(変更を加えた承諾即ち新たな申込み)をしていたり、その他契約条件について両者間で交渉が行われているから、売買契約も売買基本契約も成立していないとみることができる。それにもかかわらず、Xは売買契約も売買基本契約も成立していたと信じていたものであり、XはYが契約不履行であるとみて、最後にXがYに解除通知をしているものである。
 - (36) 本件開発製造の継続的取引について、当事者の意図したものは、AのYを介してのXへの委託開発、委託製造・販売であったようであるが、国際取引となるから準拠法の問題がある。日本法が準拠法であるとすれば、本件商品の売買取引におけるXに対するYの責任は、商法551条以下の問屋、民法117条などにより判定できるものと考えられる。しかしYのA(或はC)に対する請求については、Yは準拠法と国際裁判管轄などの問題をクリアしなければならない。
 - (37) 事情変更による行為基礎の喪失の問題については、勝本正晃『民法に於ける事情変更の原則』(有斐閣 大正15年)、五十嵐清『契約と事情変更』(有斐閣 昭和44年)、契約内容の改訂については、五十嵐清「VI 契約と事情変更」谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13)債権(4)契約総則』(有斐閣 平成8年)63-84頁、を参照。
 - (38) 前掲 我妻栄『民法講義V1』25-28頁
 - (39) 同上26頁
 - (40) 民集51.6.2452, 判時1617号64頁, 判タ953号99頁
 - (41) 民集51.6.2456
 - (42) 判時1084号107頁
 - (43) 同上112頁
 - (44) 判時1319号139頁
 - (45) 同上142頁
 - (46) 判時1653号124頁
 - (47) 同上128頁
 - (48) 平成7年4月12日大阪地裁判決は、土地売買契約の土地価格が当初よ

取引における信義誠実の原則

りも 1/3 に下落したのであるが、「信義誠実の原則上著るしく不合理と認められるほど変化した場合」とは認められないとして、原告（買主）が請求した事情変更による契約解除を否定している（判タ887号221頁）。

このほか、かなりの事情変更にもかかわらず、契約条件の変更や失効を認めなかった事例として、平成 1・12・12東京地裁判決（判タ731号196頁 土地建物の時価が4倍に高騰した例）、平成 1・12・26神戸地裁判決（判タ734号176頁 賃料の上昇率が3割弱の例）、平成10・5・8東京地裁判決（判タ1008号154頁 地価が当初の35.9%に下落した例）、などがある。